

議案第 1 7 4 号

委託契約締結の件

富山市立小・中学校空調整備業務について、次のとおり委託契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、市議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 1 3 日提出

富山市長 森 雅 志

記

- 1 契約の目的 富山市立小・中学校空調整備業務委託
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 2, 1 6 9, 1 9 4, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 富山市牛島町 1 5 番 1 号
北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会
社
代表取締役社長 尾島 志朗

委託契約締結の件

富山市立小・中学校空調整備業務委託

【学校施設課】

- 1 趣 旨
小・中学校の普通教室等に空調設備を整備するため、設計・施工に関する業務委託契約を締結するもの。
- 2 仮契約締結日
平成30年12月4日
- 3 契約の相手方
北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会社
代表取締役社長 尾島 志朗
- 4 契約額
2,169,194,000円
(賃貸借契約分 約22億円) …※
(総 額 約43億円)
- 5 履行期限
平成32年8月31日まで
- 6 契約内容
設計業務、配管工事、電気工事、受変電設備工事、ガス設備工事、消費電力等監視装置設置工事、その他空調機器を使用するにあたって必要となる施工業務及び工事監理業務

※ なお、空調機本体については、来年度以降に維持管理を含めて、債務負担行為に基づき、別途賃貸借契約約22億円を締結する予定。

平成30年12月市議会定例会 一般質問の概要

- 1 会 期 平成30年12月3日（月）～21日（金）
※一般質問は、12月7日、10日、12日、13日
- 2 概 要 4日間の一般質問において、11人の議員から質問があった。
質問者、答弁の概要は次のとおり。

(1) 小中学校普通教室へのエアコン設置について

①公明党 佐藤 則寿 議員（12月7日）

(問) エアコンを設置する際の国の補正予算による本市の財政負担の見通しについて、見解を問う。
＜学校施設課：事務局長答弁＞

(答) 普通教室へのエアコン設置に国の臨時交付金を活用した場合、補助対象事業費の1/3に交付金が充当され、さらに、残りの2/3の部分には、元利償還金に交付税措置がある有利な起債を充当できることから、財政負担は、現時点で具体的な影響額の算定は困難ですが、単独事業として実施した場合と比較し、相当程度軽減されると見込んでいる。

(問) エアコン設置後の電気代や維持費に関する支援を国に要望すべきと考えるが見解を問う。
＜学校施設課：事務局長答弁＞

(答) エアコンの電気代や維持費に国の補助金を充てることができた場合、その分の一般財源が削減でき、市財政にとっても有利であると考えているが、「地方財政法」などの規定において、施設・設備に係る国の補助金は資産形成に充てることを原則とされており、こうした法令上の制約から、電気代等に充てる補助金の創設は、相当ハードルが高いと思われる。当面は一般財源で賄わざるを得ないものと考えている。

②日本共産党 小西 直樹 議員（12月10日）

(問) 小・中学校のエアコン設置について、国庫補助申請の状況について問う。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

(答) エアコン設置に対する国庫補助につきましては、今般の国の補正予算により「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」が創設されたところである。

今後、文部科学省から、補助申請について正式な通知があり次第、申請の手続きを進めてまいりたい。

(2) 不登校対策、いじめ対策について

①社会民主党議員会 村石 篤 議員（12月7日）

(問) 学校外の場における不登校児童生徒に対する本市の具体的な支援策について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市における学校外の場での、不登校児童生徒への支援については、学校復帰を目指して、学習支援や集団生活に適応する力を高めるための適応指導教室を、豊田地区と速星地

区に開設している。

これら2箇所の適応指導教室では、指導員や指導主事が学校と情報交換を行いながら、一人ひとりに応じた時間割を作成し、教科の学習やスポーツ、レクリエーションなどの活動を支援している。

加えて、臨床心理士が週に一度、適応指導教室において、専門的なカウンセリングを行い、不安を抱えた子どもの心の安定を図るとともに、保護者の相談にも対応している。

(問) ガイダンスカウンセラーの配置が必要と考えるが、見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) ガイダンスカウンセラーは、子どもの学習面、人格・社会面などの成長や発達に関わる、教育全般への豊かな見識をもち、対象の児童生徒はもとより、その友人関係、親子関係など周囲の環境に働きかけながら、本人が様々な課題を乗り越えていけるよう支援する人材である。本市においては、全小中学校に配置しているスクールカウンセラーがその役割を担っている。市教育委員会としては、今後も、スクールカウンセラーを中心とした教育相談体制の充実を図ってまいりたい。

②会派 誠政 尾上 一彦 議員（12月12日）

(問) 本市のいじめの傾向、特徴について問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 文部科学省が実施した平成29年度問題行動等調査によると、本市のいじめの認知件数は、小学校では前年度から22件増加し194件、中学校では20件減少し138件であった。過去5年間の調査結果をみると、年度によって増減はあるものの、小・中学校合わせて、概ね300件前後で推移している。

本市のいじめの状況については、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」など言葉によって傷つけられるものが小・中学校ともに最も多く、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」が多い。

また、携帯電話やパソコン等、ネットを利用したいじめについては、小・中学校合わせて、28年度は22件、29年度は15件の報告があり、件数としては減少している。しかしながら、その背景には、近年の子どもたちへのスマートフォンの急速な普及とSNSの種類の多様化により、ネットいじめが一層見えにくくなっているのではないかと危惧しているところである。

(問) 100%解決できる本市の「いじめ」への対応方法について問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 平成29年度の本市のいじめ解消率については、小学校は93.3%、中学校は92.0%である。また、未解消であった小学校13件の内10件、中学校の11件の全てが、現在解消されており、未解消の小学校の3件については、現在も解消に向けた対応を継続している。

いじめの解消については、国のいじめ防止基本方針によると「被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が少なくとも3か月の期間継続して止んでいること」、「被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと本人及び保護者に対して面談等により確認すること」の2つの要件が満たされる状態であると示されている。このた

め、お互いが謝罪して「解消」となるものではないことから、すぐには解消に至らず、年度をまたぐなどの事案もある。

富山市いじめ防止基本方針においては、いじめの解決に向けた対応として、教職員が、被害児童生徒の安全確保、事実関係の確認、加害・被害双方の児童生徒間の人間関係の修復、解消と判断するまでの見守りと保護者への協力依頼などの対応を組織的に行うこととしている。

これを受けて、各学校では、

- ・ いじめられた児童生徒の安全確保として、複数の教員で見守るなど、安心して教室等で学習やその他の活動に取り組むことができるように体制を整える
- ・ 迅速に事実確認を行い、加害の児童生徒には、毅然とした姿勢で指導し、反省を促す
- ・ 重大な事案など、いじめの内容によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの助言や協力を受け、被害児童の心のケアや児童相談所、警察等、関係機関との連携した対応を行う
- ・ 一定の解消が見られた後も、再発することがないように、保護者の協力も得ながら見守りを継続する

などの対応により、解消に努めている。

さらには、保護者及び本人の希望があれば、環境を変えるという観点から、就学指定校を変更し、転校するという方法をとることもある。

市教育委員会としては、いじめは誰にでも、どこの学校でも起こり得るという認識のもと、早期発見・早期解決ができるような体制をとっていきよう、今後とも各学校に指導してまいりたい。

(問) いじめの発見のきっかけ及びアンケートの内容、方法について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) いじめの発見のきっかけについては、本市では小・中学校合わせて「保護者からの訴え」が最も多く、次いで「本人からの訴え」、「学級担任が発見」、「アンケート調査などの学校の取組により発見」の順となり、この4つで全体の85.5%を占めている。

いじめの発見のきっかけの1つとして、アンケートは、大変有効な手段であるため、各学校では、定期的に児童生徒への生活アンケート調査を実施し、いじめの認知はもとより、子どもたちの間に内在する、学習上の悩みや家庭、友人間の悩みなど、様々な問題をいち早くつかむよう努めている。

アンケートの実施方法としては、各々の学校が実情に合った実施の仕方を工夫して取り組んでいる。

例えば、アンケートに文章を記入していると、何か書いているのではないかと周りに察知される可能性もあることから、いじめを「した」「された」「見た」「聞いた」などの項目にマルを付けるだけの回答にし、子どもとの面談の際に、詳細を聞き取るという、被害者等に配慮した方法を採用する学校も増えている。

(問) 「学校いじめ防止基本方針」はすべての学校で策定されているのか。また、その内容は学校や地域の特徴を加味したものとなっているのか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 「いじめ防止対策推進法」の第13条において、「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする」と示されている。

これを受けて、本市の全ての小・中学校において「学校はいじめ防止基本方針」を策定しており、また、この方針は、学校や地域の特性を踏まえて作成することとしている。

地域の特性の例としては、

- ・小規模校においては、幼少期からの人間関係が固定化しているため、一旦発生したいじめが解消しにくかったり、再発する可能性が高いこと
- ・多くの小学校からの入学がある中学校においては、入学後に人間関係が落ち着くまで時間がかかり、いじめ発生のリスクが高いこと

などがあげられ、こうした特性を踏まえ、各学校の実態に応じた方針が策定されている。

(問) 富山市いじめ問題対策連絡協議会の協議の概要及びその内容がどのような施策に反映されたのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 富山市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法に基づき、平成27年に設置した。

本協議会は、医師や弁護士、臨床心理士などの専門的知識及び経験を有する方と、警察、児童相談所等、行政関係者など15名で構成し、年1回開催している。

この協議会では、本市が毎年行っている「調査」に基づく「いじめの認知数」、「いじめの解消率」、「ネット上のいじめ」等について報告し、現状や課題について協議したり、いじめの対応事例をもとに、「学校の対応」「市教委の対応」「関係機関との連携」等について、指導や助言をいただいている。

協議された内容の施策への反映については、

- ・校舎長会やミドルリーダー研修会等において、いじめへの対応を含めた、生徒指導全般について考える材料として示し、各学校において指導方法を再確認し、危機管理意識の向上を図ること
 - ・年3回のスクールソーシャルワーカー研修会において、いじめへの対応事例とともに、協議会で受けた助言や意見を提供し、よりよい支援方法を考える一助とすること
- などに役立てている。

(問) いじめの早期発見のための定期的な調査等とは、どのようなことを行っているのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 富山市いじめ防止基本方針にある「定期的な調査等」とは、定期的に行う生活アンケートやそれを基にした教育相談のことである。

教育相談は、このアンケートを基に、いじめの有無に関わらず、全ての子どもたちを対象に実施し、「悩みがない」と言っている子どもについても、他の悩みや心配事を聞いていくことで、子どもと教師との人間関係が築かれ、その後、学級生活の様々な場面で子どもの方から悩みを打ち明けてくることもある。また、教師は、子どもとの会話の端々から、気になることを察知し、いじめ等の問題行動を把握することもある。

(問) いじめ防止の具体的な取組みについて問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) いじめの防止に向けた取組みについては、

- ・各学校において、「未然防止、早期発見、即時対応」のために、定期的な教育相談、アンケート調査等を実施すること
 - ・子どもたちに、道徳や特別活動の時間など全教育活動を通じて、「いのちの大切さ」と「いじめは人として絶対に許されないこと」を繰り返し指導すること
 - ・いじめ等に関する研修会を実施し、教職員のいじめ問題に対する意識を高めること
- などを継続的に行っている。

また、児童会や生徒会による、いじめ撲滅集会の実施など、児童生徒の自治活動によって、いじめ防止を推進する取組みを行っている学校もある。

市教育委員会においては

- ・校園長会をはじめ、各種研修会において、いじめ防止に対する具体的な取組みについて繰り返し指導し、学校の危機管理意識の向上に努めること
- ・各学校から報告される事案について、対応等への指導・助言などを各関係機関とも連携しながら行うこと
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、心理・福祉の専門性をもった人材を活用した、教育相談体制の充実を図ること

などの取組みを推進している。

さらに、いじめ防止にあたっては、学校だけではなく、家庭や地域との連携が不可欠である。

学校は日頃から、保護者に「家庭の教育力」の向上を図るための啓発をしたり、地域に「見守りや情報提供」を依頼するなどしており、学校、家庭、地域をあげて、子どもを見守り、いじめを見逃さないような環境づくりに努めている。今後とも、これらの取組みを一層推進し、いじめ防止に努めてまいりたい。

(問) 今後、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの人材配置について、どのように取り組むのか、教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) スクールカウンセラーは、今年度から、27名を市内の全小・中学校に、スクールソーシャルワーカーは、10名を小学校16校と中学校19校に配置しており、両者とも、学校の規模、不登校児童生徒数、問題行動の発生状況などから総合的に判断して、配置校や学校ごとの週あたりの配置時間を決定している。

スクールカウンセラーの配置時間の少ない学校については、市教育委員会に常駐の臨床心理士を要請に応じて派遣しているため、現在、県教育委員会に配置時間の拡充を要望しているところであり、また、スクールソーシャルワーカーを配置していない学校については、要請があれば、速やかに派遣する体制を整えている。

今後ますますニーズが高まることに加え、国が平成31年度までにスクールソーシャルワーカーを全中学校区に配置する方針を示している中、専門的な技能をもつ人材については、各分野からの需要も多く、その確保は容易ではない状況ではありますが、市教育委員会としては、配置の工夫や確保、拡充に努めてまいりたい。

③自由民主党 久保 大憲 議員（12月12日）

（問）9月定例会後、「いじめ零校」はどのような対応を行ったのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）平成29年度に、いじめの認知件数が零であった学校に対して、速やかに児童生徒や保護者に公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認するよう、本年9月に教育委員会から指示をした。

これを受け、いじめの認知件数が零であった小学校14校1分校、中学校3校1分校は、速やかに同月中に「いじめ零校」であるこの公表を行った。

公表の方法としては、児童生徒には、全校集会や教育相談等の機会に伝えるとともに、保護者に対しても、学校だよりやホームページへの掲載、授業参観後の保護者懇談会の開催等で伝え、認知漏れがあれば学校に連絡をしてもらうよう依頼した。

（問）公表により新たないじめが発見されたのか。された場合は、どのような案件でどのような経緯で認知に至ったのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）いじめの認知件数が零であった学校が「いじめ零校」の公表を行ったところ、新たに1件のいじめが発見された。

これは、昨年度、学校外の場所で起こった、友人関係のトラブルであったが、昨年度中に解消している。

発見の経緯は、本年9月に、学校でいじめ零であったことを伝える全校集会を行った後、全員面談を実施した中で、いじめに遭った子が話したことで発見したものである。

学校が当時の担任に確認したところ、担任は事実を把握し対応していたが、学校外で起きたことなので、報告の対象外と考えていたことが分かり、このため学校として認知していなかったものである。

（問）認知漏れについて、教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）「いじめ零校」の公表により、新たに1件の認知があったことについては、「いじめ零校」であることを公表した学校が、子どもはもとより、保護者に対しても丁寧に対応し、検証が正しく行われたものと認識している。

しかしながら、これまでもいじめの認知には努めていたものの、今回の認知漏れについては、いじめの解釈を限定的にしていたことが原因で起こったものであり、改めて、校園長会等において、いじめの正確な認知の推進にあたり、「いじめの認知にあたっての積極的な姿勢」「『いじめ零校』の公表による検証の実施」「正確な認知に関する教職員の共通理解」「いじめの定義を限定的に解釈しないこと」等、文部科学省の通知に基づいて、具体的な事例も挙げながら、繰り返し指導したところである。

今後も、いじめは誰にでも、どこの学校でも起こりうるという認識の下、いじめの積極的な認知はもとより、いじめの未然防止、早期発見・即時対応・早期解決に、鋭意取り組んでまいりたい。

(問) 今後の法令順守や通達の徹底について、どのように取り組むのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 教員は、教育を通じて国民全体に奉仕する公務員であり、常に高い倫理観や使命感をもつことはもとより、法令順守の意識を高くもち業務に当たることが重要である。

市教育委員会としては、定例校園長会をはじめ、管理職研修会やミドルリーダー研修会などの機会をとらえて、法令順守の一層の意識向上を図るとともに、重要な施策に関する通知については、法的根拠やガイドライン等の背景、変更点や趣旨も押さえながら、確実に各学校に伝達することが大切であると考えている。

今後も、各学校において、法令や通知に基づいた適正な業務執行が徹底されるよう、指導してまいりたい。

(3) 小・中学校におけるプログラミング教育について

①自由民主党 松井 邦人 議員（12月12日）

(問) 小学校では、道徳教育に加え、平成32年度から英語教育、プログラミング教育が同時に実施され、教職員の負担感が大きいと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 小学校では、今年度から道徳の教科化がスタートし、平成32年度から全面实施される新学習指導要領では、3・4年生で年間35時間の外国語活動が、5・6年生では年間70時間の外国語科が導入されるとともに、プログラミング教育が新たに受け入れられることとなっており、学校現場では、新たな研修や授業時間の確保など、教育課程の編成に創意工夫が求められているところである。

小学校において、新学習指導要領の全面实施に向けては、

- ・道徳の教科化に伴い、子どもの学習状況についての評価を、文章で記述することとなったこと
- ・外国語の授業では、いまだ教科書が発行されておらず、具体的な指導内容が明確になっていないこと
- ・教員が子どもの頃にはなかったプログラミング教育を、教科等に取り入れることとなったこと

などから、不安や負担感をもつ教員もいるものと考えられる。

市教育委員会としては、これからの変化の激しい社会を生き抜くために必要な力を子どもたちに身に付けさせるためには、新学習指導要領の全面实施を、授業を改善していくための好機であると前向きに捉えることが大切であると認識しており、一人一人の教員の不安や負担感を払拭し、「やりがい」と感じられるように指導やサポートをしてまいりたい。

(問) プログラミング教育を通して児童に育みたいこと、小学校での授業レベルを一定水準に引き上げるための取り組みについて問う。

＜教育センター：教育長答弁＞

(答) 新学習指導要領におけるプログラミング教育については、

- ・身近な生活でコンピュータが活用されていることや、問題の解決には必要な手順があることに気づくこと

・コンピュータに意図した処理を指示する方法を考えることを通して「プログラミング的思考」をはぐくむことが求められている。

市教育委員会としては、児童がプログラミング体験を通して、ものごとの手順や内容について正しく実行できる方法や、相手に正確に伝える方法について、筋道を立てて考える力を身につけさせたいと考えている。

- また、授業の水準を上げるための取り組みとしては、
- ・各学校から、情報教育担当の教員等1名が必ず参加するプログラミング教育研修会を開催し、参加者がそこで学んだ内容を、校内で他の教員に伝達研修を行い、共通理解を図ること
 - ・ICTアドバイザーが、市内全ての小学校4年生を対象に実施しているプログラミング出前講座を、各校の教員が講座を参観し、教育方法を学ぶようにしたり、講座で使用した教材を各学校で使用できるよう随時貸出を行うこと
 - ・要請のあった学校に指導主事が出向き、教員のプログラミング体験研修を実施することなどを行っているところである。

今後、モデル校3校（芝園小、堀川小、鶴坂小）において、来年1月、2月に教員向けの公開授業を行うとともに、その実践例や成果等をまとめた冊子を各学校に配付して、指導に活かせるようにし、教員の授業力が着実に向上していくよう努めてまいりたい。

(問) 小・中学校におけるICT環境の整備状況と、今後の方針について問う。

＜教育総務課・教育センター：教育長答弁＞

(答) 市教育委員会では、これまで全ての小・中学校にノートパソコンや実物投影機、プロジェクタ、電子黒板等を配置し、各学校において教員や子どもたちが、授業や行事等にICT機器を気軽に使える環境を整えてきている。

平成28年度からは、全小・中学校のコンピュータ教室のパソコンの一部を、液晶画面とキーボードを取り外し、液晶画面部分をタブレットとして持ち運びができるハイブリッドパソコンに更新するとともに、合わせてハイブリッドパソコンと連動する電子黒板機能付きプロジェクタを導入している。

こうした中、昨年12月に文部科学省から「ICT環境整備方針」が示され、今年度は、電子黒板機能付きプロジェクタをさらに各学校1台、増やしている。

また、ICTを活用した校務の効率化を図り、教職員が子どもと向き合う時間を確保するため、校務支援システムを平成29年度に中学校に整備し、さらに、今年度は新たに小学校に整備することとしている。

加えて、プログラミング教育推進事業における出前講座やモデル校での授業では、コンピュータで作成したプログラムをキットに転送できる教材等を新たに導入し、これを用いて、児童がLEDライトを点滅させるなどの学習を取り入れたところである。

プログラミング教材等は日進月歩で進化しており、これからも安価でよいものが出てくることが予想されることから、そうした機器の陳腐化の影響を最小限にとどめ、長期の使用に耐え得る環境を整備することが肝要と考えている。

こうしたことから、今後については、モデル校での実践授業の成果や課題を踏まえ、大学とも連携しながら、教材の選定や各学校でどのようなICT環境の整備が必要となるか

などについて、引き続き、検討してまいりたいと考えている。

(問) 中学校教員に対する研修の取り組みと、その課題や方針について問う。

＜教育センター：事務局長答弁＞

(答) 新学習指導要領における中学校でのプログラミング教育では、技術・家庭科の技術分野で、小学校において育成されたプログラミングの資質・能力を土台に、プログラムの組合せや作成の手順等の理解を目指すこととされている。

このため、中学校においては、小学校で実際に行われているプログラミングのねらいや授業内容について、いかに理解浸透を図っていくかということが課題である。

そこで、技術科担当の教員を対象とし、

- ・小学校におけるプログラミング教育の取り組みを周知し、中学校におけるプログラミングの授業内容に関する研修会の実施
- ・小学4年生対象のプログラミング出前講座、モデル校における公開授業の参観などを行っているところであり、今後、教科書に具体的な指導内容が示された段階で、その内容を取り入れた研修を検討していくことを考えている。

(問) 高校での実施に向けた小学校と中学校のプログラミング教育に対する連携の取り組みについて問う。

＜教育センター：事務局長答弁＞

(答) 平成34年度から実施される高校の学習指導要領では、プログラミング教育について、

- ・共通履修科目である「情報Ⅰ」を新設し、全ての生徒がプログラミングについて学習すること
- ・充実が図られた中学校技術・家庭科の技術分野におけるプログラミング学習と、適切に接続すること
- ・義務教育段階において、どのような情報活用能力を身につけてきたかを把握し、指導に活かすこと

などが示されている。

小・中学校及び高校を見通した指導の充実が求められている中で、

- ・小学校においては、コンピュータを使ってプログラミングを体験することを通して、ものごとを筋道立てて考える力、「プログラミング的思考」を育成すること
- ・中学校においては、小学校段階で育成されたプログラミングの資質・能力を活かし、例えば、プログラミング言語を用いて他者とのメッセージのやりとりができるプログラムを作成し、動作の確認や不具合を修正する学習まで行うこと

といった、小学校、中学校それぞれで求められるプログラミング教育の特質に即した指導を確実に実施することが大切である。

市教育委員会としては、小・中学校間でプログラミング教育について情報交換できる場の設定、高校での指導内容を踏まえた中学校教員対象の研修会の推進等に取り組み、プログラミング教育の内容の充実に努めてまいりたい。

(4) 学習指導等について

①社会民主党議員会 村石 篤 議員（12月7日）

(問) 日本語指導教育について、「外国児童生徒の学習保障」を行うために、可児（かに）市と同様な事業ができないか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 可児市では、本年4月現在、外国人児童生徒は、8,250名中611名、率にして7.4%在籍しており、公立小中学校に、初めて就学する児童生徒のうち、日本語指導や学校生活への適応指導を希望する者が、専用施設で3か月程度の指導を受けた後、小中学校へ入学すると伺っている。しかしながら、施設の定員が35名のため、待機している児童生徒がいるとも伺っている。

一方、本市の小中学校には、本年4月現在外国人児童生徒が、31,001名中189名、率にして0.6%在籍しており、そのうち日本語指導が必要な児童生徒は本年10月現在、123名であり、こうした児童生徒全員を対象に、日本語指導を行うための教員や講師など14名を、38校に配置している。

これらの指導員が

- ・対象の児童生徒に、学級または別室で個別に日本語指導を行うこと
- ・保護者懇談会などで、通訳を行うこと

など、児童生徒や学校の実情に応じたきめ細やかな指導を行っている。

市教育委員会としては、このような指導体制ができていることから、専用施設を設けて日本語指導を行う状況にはないと考えており、今後とも、各学校における日本語指導が必要な児童生徒への、きめ細やかな指導に努めてまいりたい。

(問) 学校司書について、学校図書館のための地方財政措置の拡充により、学校司書を8名増員することができるかと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) ご指摘のとおり、地方交付税の算定に用いる学校司書配置に係る積算基礎数値が平成29年度に拡充されたが、この数値は、地方交付税を算定するための1つの目安であり、交付税が一般財源であることから、その用途が特定されるものではなく、各地方公共団体が独自に用途を決めることになる。

本市では、専任と兼任を合わせ、昨年度より1名多い54名の学校司書を、市立図書館の地域館や分館が併設されている学校を除く全ての小・中学校に配置している。

市教育委員会としては、兼務校の状況等を踏まえながら、今後とも学校司書の適正な配置に努めてまいりたい。

(問) 市として、夜間中学の設置について検討してはどうか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 昨年3月に、文部科学省では「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」が策定され、その中では、「全ての都道府県に少なくとも1つは夜間中学等が設置される」ことを目指し、市町村が設置する場合だけでなく、都道府県が設置する場合も含め、夜間中学の設置を促すことなどが示されている。

市教育委員会としては、夜間中学については、

- ・運営方法や設置に係る費用負担
 - ・教職員の確保
 - ・就学の対象となる生徒の範囲と、その把握の仕方
- など、課題も多いことから、今後、国や県の動向を注視したいと考えている。

②自由民主党 高田 真里 議員（12月10日）

（問）市立小・中学校における北朝鮮拉致問題に関する教育の内容について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）拉致問題については、小学校で6年生の社会科、中学校で歴史や公民の教科書に、北朝鮮から帰国した5名の拉致被害者の写真とともに取り上げられており、日朝間で解決していかなければならない問題の一つとして、学習している。その他、総合的な学習の時間や学級活動の時間などに拉致問題を取り上げ、人権問題について話し合っている学校もある。さらに、中学校3校では、授業の一環として、総合的な学習の時間などに「拉致問題啓発舞台劇」を観劇し、横田めぐみさんが新潟の海岸で拉致された当時から現在に至る拉致問題の経緯や、拉致被害者の北朝鮮での生活等を知ることで、拉致問題への認識を深めている。

（問）アニメ「めぐみ」の活用状況と今後の活用について見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）アニメ「めぐみ」は、拉致問題について児童生徒の理解を深めるために、政府拉致問題対策本部が、日本人拉致問題啓発アニメとして作成したものであり、人権教育の一環として活用するよう、平成25年12月にすべての小中学校DVDを配付している。

活用状況については、すべての小中学校合わせて、平成28年度は4校、平成29年度は2校、平成30年度は、11月末現在で、13校が授業等で活用しており、今年度は大幅に増加している。

市教育委員会としては、このDVDを活用することは、北朝鮮による拉致問題への理解を深めるとともに、風化させないためにも、有意義なものと考えており、今後も、このDVDの活用について、機会を捉えて各校に周知してまいりたい。

（問）小・中学校における色覚の検査の現状について問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

（答）学校における色覚の検査は、平成15年度から児童生徒の健康診断の必須項目から削除されたため、実施していなかった。その後、平成26年度の文部科学省の通知において、児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま不利益を受けることのないよう、平成28年度から、児童生徒や保護者の同意を得て個別に検査、指導を行うことなど、必要に応じ、適切な対応ができる体制を整えることとされた。

この通知に基づき、本市では、平成28年度は検査再開の初年度のため、小中学校の全学年を対象に、平成29年度からは、小中学校の1年生を対象に、色覚の検査を実施することとした。

平成28年度の実検率は、小学生は、男子で93.4%、女子で91.3%、中学生は、

男子で85.8%、女子で83.6%であった。色覚異常の疑いのある児童生徒の割合は、小学生は、男子で5.9%、女子で1.9%、中学生は、男子で5.9%、女子で1.2%であり、医療機関での受診を勧めている。

今後とも、色覚異常について配慮が必要な児童生徒の把握と適切な指導に努めてまいりたい。

(問) 色覚異常の疑いのある児童生徒に対して、障害者差別解消法による「合理的配慮」をどのように実施しているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 色覚異常の疑いのある児童生徒への配慮としては、例えば、授業において、

- ・黒板に文字を書く場合は、主に白か黄色のチョークを使う
- ・地図やグラフは、さまざまな情報が色の違いで表現されることが多いため、地図では、境界線の位置や形等、色以外の情報を明確に伝え、円グラフや帯グラフでは、縦縞、横縞、ドット等の模様を併用する
- ・当該児童生徒が、図画工作や美術の授業で、他の児童生徒と異なる色合いの表現をすることがあっても、個々の色彩感覚や感じ方の特性として、自然に受け入れるよう指導する

など、他の児童生徒と同等な学習ができるよう工夫している。

市教育委員会としては、今後とも、教職員の色覚異常についての正しい理解と、適切な指導により、色の見分けが困難な児童生徒が安心して学習に取り組めるよう、努めてまいりたい。

(問) 「色覚チョーク」の導入について見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 授業において、板書は子どもが学習する上で大変重要なものであり、各学校では、色覚異常の疑いのある児童生徒にも分かりやすいように色の使い方等、板書の仕方を工夫している。

議員ご指摘の色覚に対応したチョークは、色の明るさと鮮やかさを考慮したもので、様々な色覚の特性をもつ児童生徒にとって色の識別がしやすいという特徴があるとされている。

どのようなチョークを使用するかは、各学校が適切に判断するものだが、市教育委員会としては、今後、色覚の特性によって児童生徒が不利益を受けることがないよう、校園長会や、養護教諭研修会等を通じて、チョークを購入する際の選択肢の一つとして、「色覚に対応したチョーク」の特徴などについても情報提供してまいりたい。

(5) 教員の働き方改革、ストレス対策等

① 社会民主党議員会 村石 篤 議員 (12月7日)

(問) 教頭の一日の勤務時間数の削減に関する具体的な対策について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 教頭の仕事は、校長の補佐、行事等の日程調整などを含めた教育課程の編成、学校全体

の施設管理から保護者や地域への対応に加え、自らが担当する授業に向けての教材研究や準備まで多岐にわたる。

教頭の超過勤務時間の削減には、教頭自身が自らの勤務時間の管理をすることはもとより、学校における働き方改革の要である教頭がリーダーシップを発揮し、学校全体の超過勤務時間を削減することが必要不可欠である。

そのために、市教育委員会は、教頭を対象とする研修会を実施し、

- ・学校運営上の諸問題についての討議
- ・組織マネジメント力の向上に向けた演習
- ・法務専門監を招いての危機管理に関する講義
- ・教頭同士による、日頃の悩み等についての意見交換の場の設定

などにより、教頭としての資質、能力を高めている。

加えて、学校全体の超過勤務時間の縮減に向け、

- ・部活動指導員やスクール・サポート・スタッフなどの人的サポート
- ・校務支援システムや勤務時間外の電話に対応する自動音声応答装置等の新たなシステムの導入
- ・道徳の評価文例等を記した「評価の手引き」や、外国語活動の「単元指導計画例」の配付等による指導のサポート

などを行っており、こうした取り組みなどで、教員の働き方改革を推進することが、同時に教頭の超過勤務の縮減にも繋がるものと考えている。

②自由民主党 金谷 幸則 議員（12月12日）

（問）教員の増員について、これまでの国や県への要望の内容と、その結果を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）小・中学校の教員の増員については、中核市教育長会や教育委員会連合会などを通して、国や県に

- ・次期学習指導要領等の実現に不可欠な、教職員定数の拡充を図ること
- ・多様な子どもたち一人一人の状況に応じた教育の充実に向けて、将来にわたり教職員の確保に努めること
- ・小学校3学年以上における35人学級編制の実施とその対応

などの要望をしてきたところである。

これらの要望が結果として、今年度

- ・小学校の外国語の指導を専門的に行う、小学校英語専科教員の6名増
- ・通常の学級に在籍する児童生徒が、言語障害や学習障害などの状況に応じて個別に指導を受ける通級指導の教員の小・中学校各1名の増
- ・外国人児童生徒の日本語指導教員の2名増

につながったものと考えている。

市教育委員会としては、今後も引き続き、国や県に、小・中学校の教員の増員を、強く要望してまいりたい。

(問) 今後のスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携について見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 学校では、いじめや不登校、児童虐待等、学校だけでは対応が困難な問題が発生した場合に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた個別の支援会議や生徒指導委員会等を開催し、組織で意思の疎通を図りながら、具体的な支援策を講じている。

その中で、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが、守秘義務等にも留意しながら連携し、情報共有や役割分担も行われている。

例えば、いじめを受け、気持ちが沈んだ状態の子どもに対し、まずスクールカウンセラーが関わることで心の回復を図り、その後、スクールソーシャルワーカーが人間関係の修復を支援するという連携の仕方が見られる。

市教育委員会としては、今後も、連携が必要であると判断した事例には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー同席の支援会議を設定するなど、効果的な活用ができるよう、各学校を支援してまいりたい。

(問) 今後のスクールサポーターの増員の計画について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) スクールサポーターは、特別な配慮が必要な児童生徒の学校生活や学習面において個々のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うため、市教育委員会が独自に配置しているものであり、昨年度、65名から70名に増員した。今後は、増員したことによる成果を見極め、適正な配置に努めてまいりたい。

(問) スクールサポーターの勤務時間を、現在の4時間から増やすことについて見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) スクールサポーターが、それぞれの児童生徒の特徴を見ながら、どの時間にどのような支援を行うかを工夫することで、1日4時間の勤務時間の中で業務を行うことは、可能と考えている。そのため、現時点では勤務時間の延長は考えていないが、気になる子どもの様子や、課題についての担任への連絡には、指導日誌を活用するなど、より効率的な業務が行われるよう、スクールサポーター研修会などにおいて、助言を行ってまいりたい。

(問) スクールサポーターが勤務する時間帯を、学校の実情に応じて変更することは可能か。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) スクールサポーターが勤務する時間帯につきましては、8時30分から12時30分までを基本としているが、スクールサポーターの了解のもと、学校の実情に合わせて変更することも可能である。

(問) 今後の障害児支援活動推進ボランティアの増員の計画について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 障害児支援活動推進ボランティアは、通常の学級に在籍し、学習障害、注意欠陥多動性障害等で特別な支援を必要とする児童生徒の指導の充実を図るため、ボランティアとして活動していただいているものである。

活動内容は、

・授業中の当該児童生徒への付き添いと学習補助
・当該児童生徒が地域に出かけて学習する際の付き添いと、安全指導の補助
などで、今年度は21名が、小・中学校合わせて22校（小19校、中3校）で活動している。

障害児支援活動推進ボランティアの増員については、学校のニーズや支援を必要とする児童生徒の状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えている。しかしながら、ボランティアであるため、現実的には、人材を確保しづらいという課題もある。

(問) 今後の外国語活動支援講師の増員の計画について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 市教育委員会では、今年度、外国語活動支援講師2名を小学校10校に配置している。

外国語活動支援講師は、

- ・学級担任とのチーム・ティーチング
- ・教材づくりの補助
- ・小学校の研修会における講師

など、外国語活動の授業をする担任を支援している。

また今年度は、専門的な知識をもつ英語専科教員が6名増員され、8名が24校で、さらに、非常勤英語専科講師4名が12校で授業を行っており、加えて、平成27年度からは、毎年小学校教員2名をオーストラリアに派遣する語学研修を実施しており、英語教育の中心となるリーダーの養成に、市独自で取り組んでいる。

こうしたことから、外国語活動支援講師の増員については、考えていないが、平成32年度から、新学習指導要領が完全実施されることにより、小学校3・4年生で外国語活動が始まることに加え、5・6年生で外国語が教科化されることもあり、専門的な知識をもつ教員の必要性がさらに高まることから、市教育委員会としては、今後も国や県の動向を注視してまいりたい。

(問) 今後の部活動指導員の増員の計画について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 部活動指導員については、今年度から5名を中学校4校に配置しており、その成果として、

- ・教員が顧問として指導にあたる時間が、1週間で平均4時間程度削減されたことにより、教材研究や学級事務等の時間が確保されたこと
- ・部活動指導員の専門的指導により、専門外の部活動を指導している教員の心理的負担が軽減されたこと

などが報告されている。

このように、部活動指導員の配置には、教員の多忙化解消に向けて、一定の効果がみられることから、今後、増員については、学校の実情や要望、人材の確保等の状況を踏まえ、検討してまいりたい。

(問) 部活動指導員の勤務を、平日に加え、土日も行うことはできないか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 土日については、

- ・部活動指導員の指導時間を週6時間としているため、土日の勤務を可能にすると指導時間の多くを土日で使い、教員の平日の長時間勤務の縮減につながらない場合があること
- ・万が一、生徒がけがをしたり事故にあったりしたときに、部活動指導員が、家庭への連絡や病院への搬送などに適切な対応ができない可能性があること

などから、現在は勤務日としていない。

しかしながら、平日の部活動の時間帯に勤務できる指導者の確保が難しいことや、学校からの要望も強いことから、部活動指導員の土日の勤務については、他市の状況も参考にしながら、今後、検討してまいりたい。

(6) 学校予算、教材等の備品化について

①光 上野 蛭 議員（12月10日）

(問) 教材の購入について、保護者が負担するものと、公費で負担するものを、どのように区分し、決定しているのか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 公費負担の教材は、跳び箱やミシン、理科実験に必要な薬品など、学校に備え付け、児童生徒が共同で使うものである。

保護者が負担する教材の例としては、

- ・ノートや習字道具、副読本、資料集、ワークブックなど、個人で使用するもの
- ・図画工作科や家庭科、理科などの学習で作った作品等、児童生徒が家庭に持ち帰るものなどがあげられる。

これらは、各学年、あるいは各教科の教員が、年間指導計画に基づいて、必要な教材を選定した後、購入計画を立て、校長が承認し、決定している。その後、年度当初の学年懇談会等を通じて、保護者に説明し、理解をいただいている。

(問) 保護者負担の教材の学校集金を今後、市教育委員会で取り組む予定はあるか。

<教育総務課：教育長答弁>

(答) 学校給食費や教材費などの学校で集金している学校徴収金の徴収・管理につきましては、教員の負担軽減を図る観点から、平成30年2月9日付の文部科学省通知において、教育委員会事務局や首長部局で担うことが取り組みの一つとして示された。

文部科学省では、地方公共団体が学校徴収金の徴収・管理を行っている先行事例を踏まえ、今年度中に学校給食費の公会計化に向けたガイドラインを策定するとともに、それ以外の学校徴収金についても公会計化に向けた事例を提示する予定とされている。

市教育委員会としては、国の動向を見極めながら、教員の負担軽減に向けた改善策等について検討する中で、学校徴収金の公会計化につきましても議論していきたい。

(問) 制服や教材等のリユースの現状と、リユースを進めることについての見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本市における制服のリユースにつきましては、ほとんどの学校では実施していないが、

中には、PTAなどが中心となって、バザーなどの形で、卒業した子どもなどの制服を安価で販売している学校もある。

しかしながら、教材については、例えば、たて笛やおはじきセットなど、衛生上の問題や、数の不足、あるいは破損が生じている場合もあることから、リユースは積極的に行われていない。

市教育委員会としては、制服や個人で使用する教材などは、その児童生徒の保護者負担が原則であると考えているが、リユースについては、PTAなどが主体となって、保護者の経済的負担を軽減するために、活動されることには一定の意義があると認識している。

(問) 算数ボックスなどは、現在、個人負担となっているが、学校で共有化を図り、公費で購入してはどうか。 <教育総務課・学校教育課：事務局長答弁>

(答) 算数ボックスなどを公費で購入し、学校で共有化を図ることについては、

- ・児童が家庭に持ち帰り、宿題や長期休業中の復習など、家庭学習でも使用すること
- ・児童個人が自分のものとして所有し、管理することで、小学校低学年の発達段階に必要な整理・整頓や物を大切にすることを育み、基本的な生活習慣が身に付くと期待されること
- ・算数ボックスは、おはじきやブロックなど、数多くのパーツで構成されており、一人一人の教材の数量の確認や、破損・紛失時の補充対応など、学校で管理するのは困難であること
- ・学校備品として多くの子どもが触ることで、衛生上の問題を懸念される保護者もいると考えられること

などから、個人で所有することが適切と考えている。

②自由民主党 久保 大憲 議員（12月12日）

(問) 原則として、部活動の備品は誰が整備すべきものと考えているのか。

<教育総務課：事務局長答弁>

(答) 部活動に必要な備品については、学校で整備すべきものと、部員の保護者に負担いただくものを明確に区分する基準はないが、基本的には、個人の持ち物となるものや、衛生面など管理上の必要から個人の物とするのがふさわしいものなどは、保護者負担としている。

例えば、サッカー部で使用するサッカーゴールは学校で、ユニフォームやスパイクは保護者で、また、吹奏楽部で使用するクラリネットなどの楽器は学校で、楽器の吹き口のリードなどは保護者で、というような区分があげられる。

なお、吹奏楽部については、児童生徒数や、演奏する曲目などの活動内容に基づき、各学校において、整備する楽器を判断している。

(問) 一部の過不足が生じやすい部活動の備品については、市教育委員会が所有し、毎年必要に応じて学校に貸与する形が望ましいと考えるが、見解を問う。

<教育総務課：事務局長答弁>

(答) 学校備品については、各学校において、学校配当予算などを活用し、計画的に整備して

いる。一方で、部活動に必要な備品は、部員数の増減や指導・活動内容の変化により、学校によっては、過不足が生じる場合がある。このような場合、他の学校から一時的に借りてきて使用するなど、各学校で工夫しているケースもある。

市教育委員会としては、学校への貸与という形ではなく、学校間の備品の融通がよりスムーズに行われるよう、各学校に周知していくことで、備品の有効活用を進めてまいりたい。

(問) 平成29年度に、小・中学校がPTAや地域から受けた寄附の総額を問う。

<教育総務課：事務局長答弁>

(答) 平成29年度に小中学校がPTAや地域から寄附をうけた総額は、43,921,532円である。

(問) 本来、通常の学校運営の中、学校で購入することが望ましいと考える備品が寄附に含まれていたのか。含まれていたのであれば、その具体例と合計金額を問う。

<教育総務課：事務局長答弁>

(答) 学校が寄附を受けている備品で件数が最も多いのは児童生徒用図書であり、このほかには音響・映像機器や体育備品などが多く見られる。これらの備品はすべて、本来、学校が配当予算で購入すべき備品である。

学校運営上、必要最低限の備品は、基本的に学校配当予算などで賄われているが、寄附件数が最も多い児童生徒用図書を例に挙げると、平成29年度の寄附の総額が540万余円である。

各学校では、図書の整備計画上、必要な冊数は予算で購入しており、市全体では文部科学省が定める標準図書冊数に対して現有率100%を達成している。その上で、図書の寄附の申出があれば、学校として、ありがたくお受けしているものである。

(問) 市教育委員会は、負担を感じているPTAがあることを把握しているのか。

<教育総務課：事務局長答弁>

(答) 市民の方から、寄附に負担を感じているという声は1件、お聞きしている。

(問) 市教育委員会では、PTAや地域からの学校に対する寄附は、本来どうあるべきで、どのようなことを期待しているのか。

<教育総務課：事務局長答弁>

(答) 本来、PTAや地域からの寄附は、子どもたちの教育環境を充実させたいなどの善意により、自発的に任意で行われるべきものであり、特段、何かの寄附を期待して学校運営を行ってはいないところである。

(問) 本来、学校が用意すべき備品をPTAや地域の善意に頼らざるをえない状況にあるとすれば、どのような背景があるのか。

<教育総務課：事務局長答弁>

(答) 学校備品については、各学校が学校配当予算の中で整備を行うほか、学校配当予算では購入が難しい高額な備品については、毎年度、教育委員会が重点整備校を定め、学校の要望を聞きながら、各学校に整備している。また、急な学級増など特別な事情により備品の

整備が必要となった場合は、追加配当するなど、柔軟に対応している。

さらには、特色ある学校づくりを支援することを目的とした「元気な学校創造事業」により、学校が自由裁量で執行できる予算として、小学校で2,950万円、中学校で900万円、合わせて3,850万円を、学校配当予算とは別に配当している。

こうしたことから、市教育委員会としては、PTAや地域の善意に頼らないと学校運営に支障をきたすような状況にはないものと考えている。

(問) 予算要求する際、各学校の要望から通常の学校運営に要する経費を積み上げるなどして、要求額の算定をしているのか。

<教育総務課：事務局長答弁>

(答) 市教育委員会では、予算要求を行うにあたり、各学校のこれまでの予算執行状況、来年度の学級数や児童生徒数の見込み、校長会から寄せられる要望などにに基づき、予算要求額の算定を行っている。

(問) 通常の学校運営に要する経費について、各学校の要望から積み上げて予算要求することが必要ではないか。

<教育総務課：事務局長答弁>

(答) 学校配当予算は、学校の運営に係る経常的な経費であるから、学校規模や児童生徒数、各学校のこれまでの予算執行状況などから、標準的な所要額を算定している。また、校舎改築工事に伴い、新たな備品が必要になった場合や、学級増、特別支援学級の開設など、特別な事情が見込まれる場合には、学校配当予算とは別に予算措置を行っている。

このほかにも、その年度の個別の事情により、追加の予算が必要となる場合もあることから、このような場合には、先ほども申し上げたように、追加配当をはじめ、重点備品整備や元気な学校創造事業などの予算を活用することにより、学校運営に支障が生じないよう、柔軟に対応している。

(7) 通学困難な児童への対応について

①光 上野 蛍 議員 (12月10日)

(問) 山間部等に居住し、通学困難な児童に対する支援について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本市では、山間部など通学が困難な地域の児童生徒の通学を支援するため、婦中地域では城山中学校の生徒を、細入地域では、神通碧小学校の児童と楡原中学校の生徒を対象にしたスクールバスを運行している。また、大沢野、大山、八尾、山田地域ではコミュニティバスなどを活用し、太田小学校などでは公共交通の定期券購入費用の補助を行っている。

これらの支援は、学校統合などの経緯や地域の実情を踏まえたうえで実施しているもので、バスの運行状況や道路状況などによっては、学校やバス停までの送迎などを保護者等が行っている場合もある。

(問) 遠隔授業の取組みについて、今後の市の方向性を問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 遠隔教育とは、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育のことである。

平成30年9月に、文部科学省から公表された「遠隔教育の推進に向けた施策方針」の中で、遠隔教育が効果を発揮しやすい活動例として、小規模校等の授業において、テレビ会議システム等を使用して学校同士をつなぐことにより、多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図ることなどが示されている。

こうした活動例とともに、遠隔授業についての課題として、

- ・遠隔授業では、教員が、子どもが発する言葉や表情、ノートの書き方などから、理解の状況を把握して授業を進めるというような子どもの様子を読み取った指導や、コミュニケーションを十分に行うことができない可能性があること
- ・ICT機器の事前準備、メンテナンス、トラブルへの対応といった教員の負担が増えること
- ・遠隔システムなどICT環境を整備する多大な費用が必要であること

などが示されている

市教育委員会としては、遠隔教育について、既に実施している他の自治体の成果や課題などの情報を得るとともに、国の動向を注視したいと考えている。

(8) 多様な性の尊重について

①光 上野 蛍 議員 (12月10日)

(問) L G B Tの児童生徒の制服や学校生活への配慮はどのように行っているのか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 各学校において、L G B Tの疑いのある児童生徒が在籍する場合には、平成27年4月30日付「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の文部科学省通知にある支援の例を参考にしながら、本人や保護者と相談の上、支援を行うこととしている。

例えば、制服については、自ら認める性別の制服の着用を認める。学校生活では、職員トイレの利用を認める。修学旅行や宿泊学習では、一人部屋での宿泊をできるようにするとともに、入浴場所や時間をずらすなどの配慮が挙げられる。

(問) L G B Tについての教職員の研修と児童生徒への指導の現状について問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 市教育委員会では、全小中学校に、平成28年度に文部科学省が作成したLGBTの対応に関するリーフレットを配付し、全教職員で共通理解を図るよう指導しており、各学校では、養護教諭が中心となり、L G B Tについての理解を深める研修を行っている。

また、富山市いじめ防止基本方針の「特に配慮が必要な児童生徒」の中に、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」も位置づけており、昨年度は、「富山市人権教育推進に関する研修会」において、L G B Tの基本的な知識や、性の多様性について教職員の理解を深めている。

加えて、各学校では、L G B Tも含めた人権問題について、社会科や道徳、特別活動など、学校の全教育活動を通して、指導に努めている。その中で、一人一人が、かけがえのない存在であることを自覚できるようにするとともに、互いに人間として尊重し合う心と

態度が育つよう、粘り強く指導している。

(9) 学校給食と地産地消について

①日本共産党 赤星 ゆかり 議員（12月13日）

(問) 本市の学校給食用物資のうち、野菜や果物の市内産及び県内産の供給の現状をどう評価しているのか。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 本市の学校給食で使用する野菜や果物につきましては、平成29年度は、63品目中38品目で県内産を使用しており、第2次富山市総合計画における目標の32品目を達成している。

使用量では、全体で936トンのうち県内産の使用量は115トン、そのうち市内産は47トンで、全体量に占める割合では、県内産は12%、市内産は5%である。

児童生徒の減少に伴い、全体の使用量が減少する中、市内産は平成28年度と同量を維持しており、児童生徒一人当たりの使用量では、平成27年度から年々増加している。

こうしたことから、学校給食における市内産・県内産の野菜・果物の使用は、着実に行っているものと考えている。

(問) 今後、学校給食の地産地消の推進について、どう考えているか。

＜学校保健課・農業水産課：教育長答弁＞

(答) 本市では、学校給食用の野菜や果物の生産を支援するため、市内の生産農家に向けた学校給食用の野菜の出荷基準を記したパンフレットの作成や、学校給食用の野菜や果物を出荷した農業者に対し、その販売価格の5%を助成する「学校給食用 地場農産物供給拡大事業」を実施している。

今後は、市内の農業協同組合で取り組まれている県の「一億円産地づくり事業」の選定品目で、比較的出荷量や品質が安定しているニンジン、ばれいしょ、小松菜などについて、学校給食用に出荷されるよう働きかけてまいりたい。

また、市教育委員会といたしましては、来年度、市内産の呉羽梨や神明・八尾のカブを使用した献立の回数を増やすことを予定しており、地場農産物を活用した献立作成に努め、地産地消の推進に取り組んでまいりたい。

なお、学校給食で使用する食材は、規格・品質を均一にする必要があり、1日あたり約34,000食分を県内産・市内産で確保することは、供給量などの課題があるため、大変難しいということも、ご理解をいただきたい。

(問) 現在行われている、(公財)富山市学校給食会を通じた給食用物資の一括購入方式について、見解を問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 本市の(公財)富山市学校給食会を通じた学校給食用物資の一括購入方式については、

- ・1日あたり約34,000食分の物資が安定的に確保できること
- ・食材の品質、規格が統一され、安全で衛生上の管理ができること
- ・保護者の経済的負担につながらないよう安価であること

などから、給食物資の調達に相応しい方式であると考えている。

(問) なぜ輸入食材を使っているのか。輸入食材を減らすべきではないか。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 学校給食で野菜を使用する際は、なるべく市内産・県内産の旬の野菜を取り入れるよう努めているが、野菜の中には、天候等により、品質や規格にばらつきが見られることがあり、調理作業に支障をきたす場合には、輸入食材を使用することがある。

また、年間を通じて、栄養バランスの取れた多様な献立となるよう内容を充実させるため、時期によっては国内産で必要量を確保できない食材を、海外産で補う場合もある。

したがって、輸入食材は、献立作成上も必要なものであり、今後も適切に使用しながら、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいりたいと考えている。

(10) 新・放課後子ども総合プランについて

①光 島 隆之 議員（12月13日）

(問) 放課後の子どもたちの安全な居場所はどこがよいと考えているか、教育委員会の見解を問う。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

(答) 国の「新・放課後子ども総合プラン」の通知には、「学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所」であると示されており、そのとおりに認識している。

これまでも、学校改築等の際には、地域の実情に応じ、必要などころには、校舎内に健全育成室を設置しているほか、敷地に余裕がある場合には、敷地内に健全育成室の設置を許可しているところである。

(問) 子ども会と放課後児童クラブのより安全な運営に向けては、こども家庭部と教育委員会の連携が必要と考えるが、教育委員会の見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) こども家庭部の答弁にもあったとおり、子どもの安全に関わる情報については、こども家庭部から、地域児童健全育成事業や放課後児童健全育成事業、地域ミニ放課後児童クラブ事業の運営団体に提供されている。

学校の年間及び月間の行事予定につきましては、多くの学校が、ホームページや学校だより等で保護者や地域に公開していることから、これらを通じて情報を入手していただくと考えている。

また、学校の急な予定の変更につきましても、ホームページで情報を入手していただければと思われるが、一部の運営団体では、学校からの安全メールに登録をされて情報を得ていると聞いているので、必要に応じて安全メールへの登録について、学校にご相談いただきたいと考えている。

(問) 新プランへの目標、計画作成について、5年後に向けての目標設定及び計画作成が義務付けられているが、その予定等について見解を問う。

＜生涯学習課・こども育成健康課：教育長答弁＞

(答) 本市では、これまでも「放課後児童健全育成事業」と「放課後子供教室」を効果的に運営するため、平成26年11月に、教育委員会と当時の福祉保健部が合同で設置した「富山市放課後子ども総合プラン運営委員会」において、地域の実情を踏まえながら、より効果的な運営の在り方について、検討を行ってきている。

今回の新プランでは、「放課後児童クラブ」及び「放課後子供教室」を計画的に整備するため、市町村が策定する計画に盛り込むべき内容として、「余裕教室の活用に関する方策」や「放課後児童クラブの開所時間延長に関する取り組み」、「放課後児童クラブの役割を向上させていく方策」など10項目が示されている。

これらの項目に関する現在の取り組みとしては、

- ・「余裕教室等の活用に関する方策」として、学校改築等の際の健全育成室の設置
- ・「放課後児童クラブの開所時間延長に関する取り組み」として、地域児童健全育成事業の運営協議会への働きかけ、指導員の処遇改善のほか、市広報による指導員の募集など人材確保の支援
- ・放課後児童クラブの役割を向上させていく方策」として、指導員の資質向上のための研修会の開催

などを行ってきている。

今後については、「富山市放課後子ども総合プラン運営委員会」での意見を参考に、子ども家庭部とともに、目標設定や具体的な方策などについて議論していくことになると考えている。

(11) 防災・減災等について

①公明党 佐藤 則寿 議員（12月7日）

(問) エアコンの効率アップや防災・減災の観点からも、窓ガラスにフィルムを貼ることが重要だが、施策を問う。

<学校施設課：事務局長答弁>

(答) 小・中学校校舎等の窓ガラスにフィルムを貼ることについては、防災の観点からは、地震時などのガラスの飛散防止効果が期待できるほか、エアコンの効率の観点からは、遮熱・断熱効果や節電効果が期待できる可能性がある。一方では、フィルムに傷や色が付きやすく、清掃に配慮を要することや、熱膨張率の違いによる割れを防止するため、使用できるガラスに制約を受けるなどのデメリットもある。

これまで、校舎改築時や大規模改修の際には、強化ガラスを採用することによる安全性の確保や、屋根や壁に断熱材を施工し、窓ガラスをペアガラスにするなど、建物全体の断熱性能を高めるように努めてきているところであるが、窓ガラスにフィルムを貼ることの有効性については、今後研究してまいりたい。

(問) 「逃げキッド」を本市の小中学校の防災教育に利用したらどうか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 「逃げキッド」は、国土交通省下館(しもだて)河川事務所が、風水害を想定し作成したものであり、非常災害時における自分の命を守るための準備行動を考える、小中学生用の教材で、例えば、台風の発生から河川が氾濫するまでの一連の流れを想定し、子どもたち

一人ひとりが自分の行動計画としてマイ・タイムラインを作成するものである。

現在、本市の学校では、避難訓練を中心に、体験的に学ぶ防災教育を行っている。学校や地域の実情を踏まえた避難訓練を繰り返し行うことで、子どもたち一人ひとりが、災害の際に「自分の命は自分で守る」という意識や適切な避難行動を身につけていっている。

市教育委員会としては、現在の取り組みに合わせて、「逃げキッド」を使って作成したマイ・タイムラインの活用等についても、各学校に紹介してまいりたい。

(12) 富山市北代縄文広場―史跡北代遺跡―について

①社会民主党議員会 村石 篤 議員（12月7日）

(問) 小・中学校の課外授業での見学・体験学習としての利用促進について問う。

＜埋蔵文化財センター：事務局長答弁＞

(答) 北代縄文広場は、国の史跡である北代遺跡を整備した遺跡公園として、平成11年から公開しており、平成25年度から本年11月までの累計で、約5万6千人が訪れている。

このうち、課外授業で本広場を訪れた県内外の小・中学校は、小学校が55校、2,612人、中学校が4校、114人となっています。なお、このうち市内の小学校は27校、1,151人、中学校は3校、78人が利用している。

本広場では、土器づくり等の体験学習メニューを用意し、小・中学校の課外授業時には解説とともに体験学習を通して縄文時代を学べるように対応しており、広場を利用した学校の約80%が、体験学習を行っている。

今後とも、より多くの小・中学校に利用していただけるよう、努めてまいりたい。

(問) 旅行者等へ北代縄文広場を周知したり、その他の文化施設と組み合わせた周遊観光を宣伝してはどうか。

＜埋蔵文化財センター：事務局長答弁＞

(答) 北代縄文広場の情報については、観光案内所等でのガイドマップの配布、ホームページでの発信、遺跡ガイドブックへの掲載等を通して、幅広く、周知している。

本広場周辺には、民俗民芸村等の文化施設や遺跡が点在しており、それらを含めた周遊も可能であると考えているため、北代縄文広場のパンフレットには、広場の情報とともに、周辺の文化施設や主な遺跡等の内容を掲載し、案内している。

また、民俗民芸村考古資料館との周遊を図るために、お互いの位置やルートを示した地図の掲示や配布を行い、PRに努めている。

今後とも、旅行者等に対して、周辺の文化施設の情報提供も含め、北代縄文広場の魅力を発信してまいりたい。

富山市立小見幼稚園の園児募集の結果について

【学校教育課】

1 募集の結果

現在休園している小見幼稚園について、平成31年4月から入園を希望する園児の募集を、平成30年12月5日（水）から平成30年12月21日（金）まで行いました。

その結果、申し込み人数は、0人でした。

学校施設の耐震化について

【学校施設課】

1 趣旨

本市では、学校施設の耐震化については、平成 28 年の熊本地震を受け従来の方針を転換し、耐震補強工事を優先して実施することとしており、平成 33 年度末の耐震化率 100%達成を目標としている。

学校別の耐震化の状況等については毎年公表しているが、今年度実施した診断の結果等による最新の状況について、今後の整備方針と合わせて報告するもの。

2 Is 値の状況と整備方針

学校名	棟名称	面積	Is 値	整備手法	工事等予定
①堀川小学校	特別教室棟	1,212 m ²	0.24	改築	基本設計中 平成 32 年度 工事着手予定
	普通教室棟	1,138 m ²	0.28		
	特別教室棟	1,126 m ²	0.31		
	普通教室棟	1,156 m ²	0.21		
	普通・特別・管理棟	3,858 m ²	0.24		
②速星小学校	特別教室管理棟	1,947 m ²	0.29	改築	実施設計中 平成 32 年度 工事着手予定
③上滝中学校	特別教室棟	366 m ²	0.30	改築	基本設計中 平成 32 年度 工事着手予定
	特別教室棟	1,252 m ²	0.30		
	普通教室棟	1,776 m ²	0.40		
	特別教室・管理棟	994 m ²	0.28		
	武道場	436 m ²	0.69		
	体育館	1,099 m ²	0.10		

3 今後の対応について

今回の耐震診断により Is 値が 0.3 未満と診断された棟を有する上記の 3 校に対しては、改めて学校長に状況及び地震時の避難経路を再確認することなどを説明している。

また、上滝中学校体育館については、診断の結果、Is 値が極めて低いことから、2 学期をもって体育館の使用を終了し、改築が完了するまでの間の授業等については、隣接する大山社会体育館を利用することとしている。